

防府市登録統計調査員の登録に関する要綱

平成21年2月25日制定

(目的)

第1条 この要綱は、国及び県の委託を受けて市が行う各種統計調査に従事する者を防府市登録統計調査員(以下「登録調査員」という。)として、事前に登録することにより、統計調査員の確保に資するとともに、各種統計調査を円滑に実施することを目的とする。

(登録条件)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者の中から適任者を選考し、登録調査員として登録する。

- (1) 満20歳以上の者
- (2) 統計調査に理解と熱意を有し、責任を持って調査事務を遂行できる者
- (3) 調査により知り得た秘密を守ることができる者
- (4) 警察又は税務に関係した業務に従事していない者
- (5) 公職の候補者の選挙活動に直接関係していない者
- (6) 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者
- (7) その他統計調査員としてふさわしくない職業又は経歴を有していない者

(登録手続)

第3条 統計調査員の登録を希望する者は、防府市登録統計調査員登録申請書(様式第1号)に所定の事項を記入し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の提出があったときは、これを審査し、前条により適任と認めた者について、防府市登録統計調査員名簿(以下「名簿」という。)に氏名、住所、連絡先その他必要事項を記載し、登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を防府市登録統計調査員登録通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(登録期間)

第4条 登録調査員の登録期間は、登録の日から当該登録の日の属する年度の翌々年度末までとする。ただし、更新することを妨げない。

2 前項ただし書の場合においては、登録調査員本人に登録継続の意思確認を行うものとする。

(統計調査員の選任等)

第5条 市長は、統計調査員を選任し、又は推薦するときは、登録調査員の中からの選考を優先するものとする。なお、市長は、選任又は推薦にあたっては、その都度本人の同意を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、統計調査の種類、地域的な事情その他の事由により適任者を得られない場合は、登録調査員以外の者を選任又は推薦することができる。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、調査員の登録を取り消すものとする。

- (1) 登録調査員を辞退する旨の意思表示があったとき。
- (2) 登録調査員が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき。
- (4) 統計調査員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (5) 病気その他の理由により、統計調査事務に従事しがたいと認められるとき。
- (6) その他市長が取り消すことが適当と判断したとき。

(登録調査員の募集)

第7条 登録調査員の募集は、公募、推薦その他の方法により行う。

(研修等)

第8条 市長は、統計調査の円滑な実施を図るため必要と認めるときは、登録調査員に対し、研修会等を開催し、又は統計調査に関する資料等を配布するものとする。

(情報の提供)

第9条 市長は、国又は県が実施する統計調査に従事する統計調査員の選任又は功績に関連して、名簿に記載された登録調査員の情報を活用（国、県への提供を含む。）することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

様

防府市長

印

防府市登録統計調査員登録通知書

あなたを防府市登録統計調査員として、下記のとおり登録しましたので、防府市登録統計調査員の登録に関する要綱第3条第3項の規定によりお知らせします。

なお、各種統計調査の調査員就任依頼は、実際に統計調査が実施される際に、調査区等の状況を考慮の上、ご連絡します。

記

1 登録期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 その他 申請書の記載内容に変更が生じた場合及び登録の取消しを希望する場合は、速やかに届け出てください。